

保育の利用調整(選考)の基準について①

| 基準指数表 | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------|---|
| 番号 | 入所基準 | 保護者の状況 | 指数 | |
| 1 | 居宅外労働 (外勤、居宅外 自営) | 月20日 以上勤務 | 1日7時間以上労働することを常態とする 場合 | 20 |
| | | | 1日6時間以上7時間未満労働することを 常態とする場合 | 18 |
| | | | 1日5時間以上6時間未満労働することを 常態とする場合 | 16 |
| | | | 1日4時間以上5時間未満労働することを 常態とする場合 | 14 |
| | | 月16日 以上勤務 | 1日7時間以上労働することを常態とする 場合 | 16 |
| | | | 1日6時間以上7時間未満労働することを 常態とする場合 | 14 |
| | | | 1日5時間以上6時間未満労働することを 常態とする場合 | 12 |
| | | | 1日4時間以上5時間未満労働することを 常態とする場合 | 10 |
| | | 上記以外で労働することを常態とする場合(月60 時間以上) | 8 | |
| | | 2 | 居宅内労働 (居宅内自営、 在宅ワーク) | 月20日 以上勤務 |
| 1日6時間以上7時間未満労働することを 常態とする場合 | 14 | | | |
| 1日5時間以上6時間未満労働することを 常態とする場合 | 12 | | | |
| 1日4時間以上5時間未満労働することを 常態とする場合 | 10 | | | |
| 月16日 以上勤務 | 1日7時間以上労働することを常態とする 場合 | | | 14 |
| | 1日6時間以上7時間未満労働することを 常態とする場合 | | | 12 |
| | 1日5時間以上6時間未満労働することを 常態とする場合 | | | 10 |
| | 1日4時間以上5時間未満労働することを 常態とする場合 | | | 8 |
| 上記以外で労働することを常態とする場合(月60 時間以上) | 6 | | | |
| 3 | 内職 | | | 月20日以上かつ1日5時間以上労働することを常態 とする場合(月收入5万円以上) |
| | | 月16日以上かつ1日4時間以上労働することを常態 とする場合(月收入3万円以上) | 8 | |
| | | 上記以外で労働することを常態とする場合(月60 時間以上) | 6 | |
| 4 | 産前産後 | 母親の出産予定日の前6週、後8週間の期間にあつて、 出産の準備、出産後の休養を要する場合(多胎妊娠の 場合、出産予定日の前は14週間の期間) | 14 | |
| 5 | 病気、けが | 1か月以上入院している又は入院を予定している 場合 | 20 | |
| | | 通院加療が必要で、常に安静を要するなど保育が 常時困難な場合 | 16 | |
| | | 定期的な通院加療を行い、1日4時間以上、週4日 以上の安静が必要で保育が困難な場合 | 12 | |

| 基準指数表 | | | |
|-------|----------------|--|----|
| 番号 | 入所基準 | 保護者の状況 | 指数 |
| 6 | 心身の障害 | 身体障害者手帳1・2級、障害年金1級、療育手帳マルA・ A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している場合 | 20 |
| | | 身体障害者手帳3級、障害厚生年金2級、療育手帳B、精 神障害者保健福祉手帳2級を所持している場合 | 18 |
| | | 身体障害者手帳4級、障害厚生年金3級、療育手帳C、精 神障害者保健福祉手帳3・4級を所持している場合 | 14 |
| | | 身体障害者手帳5～6級を所持している場合 | 10 |
| 7 | 同居親族の 介護・看護 | 常時介護が必要な親族の介護(看護)を主に在宅で担っ ている場合 | 20 |
| | | 常時介護が必要な親族の介護(看護)を在宅で担っている 場合 ※介護・看護申告書及び添付書類の内容を審査し、いずれかに決 定する | 14 |
| 8 | 災害復旧 | 災害復旧のために保育ができない場合 | 20 |
| 9 | 就学等 | 就学、技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等 に通っている場合 | 14 |
| 10 | 求職 | ハローワーク等に登録し、日中求職活動を行っている場 合 ※入所期間は3か月で、その期間内に就職しないと退所 | 4 |
| 11 | 虐待・DV | 児童虐待・育児放棄・DVの状態にある場合又はそのおそ れがある場合 | 20 |
| 12 | その他 | 死亡、離婚(離婚調停中を含む)、行方不明、未婚、拘禁 により保護者がいない場合 | 20 |

保育の利用調整(選考)の基準ついて②

| 調整指数表 | | |
|---|--|-----|
| 条件 | 指数 | |
| 虐待やDVのおそれがある場合等、保育の利用に係る児童又はその保護者に対し支援が必要であると認められる場合 | 50 | |
| ひとり親世帯(父子、母子世帯)である場合 | 20 | |
| 生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 10 | |
| 生活保護を受給している世帯である場合(児童が保育所等へ入所することにより世帯の自立助長に効果があると入所調整会議の審査により認めるとき。) | 10 | |
| 多子世帯(第3子以降の子どもがいる世帯)に該当する場合 | 2 | |
| 福祉的 配慮 | 父母のいずれかが市内の保育所等に勤務している場合(予定を含む。) | 30 |
| | 育児休業取得により一度退所した保育所等に、育児休業明けに再度入所することを希望する場合 | 6 |
| | 利用の申込みに係る児童が小規模保育事業等を卒園した児童である場合 | 6 |
| | 保育の事由があり、認可外保育施設や一時預かり等を月60時間以上、かつ直近2か月以上利用している場合(保育料領収書や在籍証明書等で確認できた場合)(育児休業中または就労予定を除く。) | 6 |
| | 保育を利用していない兄弟姉妹と同時に申し込む場合 | 4 |
| | 希望する保育所等に兄弟姉妹が入所している場合 | 4 |
| | 産休・育休満了後に入所を希望する場合 | 4 |
| | 就職が内定している場合 | -3 |
| | 保育可能と認められる65歳未満の親族等が同居している又は、同一敷地内にいる場合(保育を必要とする証明等の提出がない場合) | -5 |
| | 希望した保育所等に入所(内定)したが、正当な理由なく当該保育所等の利用を辞退した場合 | -10 |
| | 保育料を滞納している場合(保育料未納の期間が3か月以上あり、納付計画を履行していない。) | -10 |
| | 就労実績及び収入実績に整合性がない場合 | -15 |
| | 利用申込みに係る児童が市外に在住している場合(転入予定者は除く。) | -20 |
| 希望する保育所等に入所できない場合において、育児休業の延長を許容できるとき | -50 | |

| 同一指数の場合の優先順位について | |
|------------------|----------------------|
| 1 | 下妻市民の世帯(転入予定が確定である者) |
| 2 | 希望する施設の数が多い世帯 |
| 3 | 同一施設に対する希望の順位が高い世帯 |
| 4 | 基準指数が高い世帯 |
| 5 | 子ども(小学6年生まで)の数が多い世帯 |

保育園の入園選考は、お申し込み内容を「基準指数表」および「調整指数表」にあてはめて点数化し、保育の必要性が高い方から順に利用調整を行います。
 ※父母それぞれ(父母がない場合は、代わりにお子さんを育てている方)の基準指数の合計点で選考します。
合計点 = 父親の基準指数 + 母親の基準指数 + 調整指数